

# 湯前町森林整備計画

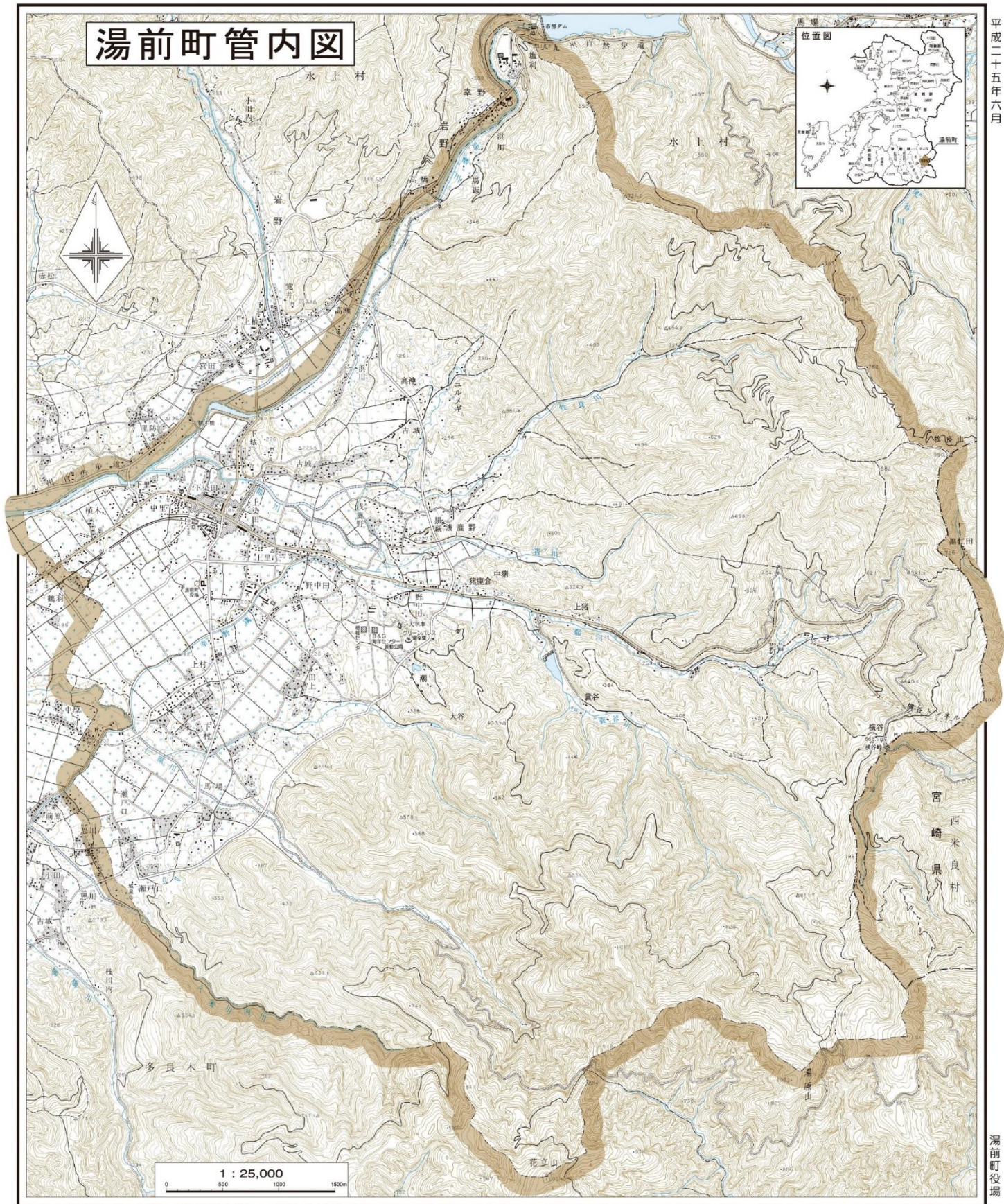
計画期間

自 令和 5年4月 1日

至 令和15年3月31日

熊本県  
湯前町

# 湯前町管内図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、阿保川町の2万5千分の1地形図を複製したものである。(原図番号 甲25九景、第14巻)

## 目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・・・	1～	4	
	1	森林整備の現状と課題	・・・	1	
	2	森林整備の基本方針	・・・	1～	3
	3	森林施業の合理化に関する基本方針	・・・	3～	4
II	森林の整備に関する事項	・・・	4～	23	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	・・・	4～	5	
	1	樹種別の立木の標準伐期齢	・・・	4	
	2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・・・	4～	5
	3	その他必要な事項	・・・	5	
第2	造林に関する事項	・・・	5～	10	
	1	人工造林に関する事項	・・・	5～	7
	2	天然更新に関する事項	・・・	7～	9
	3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・・・	9～	10
	4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	・・・	10	
	5	その他必要な事項	・・・	10	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	・・・	10～	13	
	1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・・・	10～	11
	2	保育の種類別の標準的な方法	・・・	11～	12
	3	その他必要な事項	・・・	12～	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・・・	13～	17	
	1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・	13～	15
	2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・	15～	17
	3	その他必要な事項	・・・	17	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・	17～	18	
	1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	・・・	17	
	2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進する ための方策	・・・	17	
	3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・・・	17	

4	森林経営管理制度の活用に関する事項	・・・ 17～18
5	その他必要な事項	・・・ 18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・・・ 18～19
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	・・・ 18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・・・ 18～19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・・・ 19
4	その他必要な事項	・・・ 19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・・・ 19～22
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・・・ 19～20
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・・・ 20～21
3	作業路網の整備に関する事項	・・・ 21
4	その他必要な事項	・・・ 21～22
第8	その他必要な事項	・・・ 22～23
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・・・ 22
2	林業施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・・・ 23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・・・ 23
Ⅲ	森林の保護に関する事項	・・・ 23～26
第1	鳥獣害の防止に関する事項	・・・ 23～24
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・・・ 23～24
2	その他必要な事項	・・・ 24
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・・・ 24～26
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・・・ 24～25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	・・・ 25
3	林野火災の予防の方法	・・・ 25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・・・ 25
5	その他必要な事項	・・・ 25～26
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	・・・ 26～27
1	保健機能森林の区域	・・・ 26

2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・・・ 26～27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・・・ 27
4	その他必要な事項	・・・ 27
V	その他森林の整備のために必要な事項	・・・ 27～29
1	森林経営計画の作成に関する事項	・・・ 27～28
2	生活環境の整備に関する事項	・・・ 28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・ 28
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・・・ 28
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・・・ 28～29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・・・ 29
7	その他必要な事項	・・・ 29

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、熊本県の南部人吉市より 24 k m離れた球磨盆地の東端に位置し、東は宮崎県児湯郡西米良村と九州山脈で接している。西は多良木町大字久米、北は球磨川流域で遮り対岸は水上村に隣接している。

本町の総面積は 4,837ha で森林に恵まれており、森林面積は 3,586 h a で総面積の 74% を占めている。そのうち 61%の 2,187 h a が国有林であり、民有林面積は、1,401ha で、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 1,267ha であり、人工林率 91%で県平均の 61%を大幅に上回っている。しかし、民有林人工林面積の 19% (239ha) が 7 齢級 (35 年生) 以下の若い林分であり、今後も引き続き保育、間伐を適正に実施していくことが必要であり、林業振興及び森林環境保全における重要な課題となっている。

本町では、昭和 57 年に林業振興地域の指定を受けてから、森林整備事業、間伐促進強化対策事業、林業構造改善事業等の補助事業に取り組み、林業基盤の整備を重点とした森林の整備を図ってきた。本町の森林整備については、除間伐を中心とした計画的な施業とともに、伐期に達した人工林の積極的な主伐及び伐採跡地の的確な更新による林齢構成の平準化を図る。

また、林業労働力の確保促進とともに、省力化及び木材生産効率化のための各種林業機械の導入を図り、併せて加工施設等の整備を積極的に推進する。

保育が必要な林分については、森林の有する水源の涵養、保健休養等の公益的、多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるために、適切な施業が行われるような重点的指導を行う。

再生産不能な限られた資源である土地は、生活及び生産を通じて諸活動の共通の基盤であるとの認識のもとに、自然環境の保全と均衡のある発展を図ることを基本として、総合的かつ計画的に林業生産活動を行い、施業区域の集約化と森林の高度利用を推進する。

全般的には、森林生産力の向上を図り林産物の供給基地として公益的機能との調整を行いながら、森林機能区分に応じた森林の施業を実施する。また、近年の国民の価値観やライフスタイルの変化等に伴い、森林に対する国民の要請も単に木材生産の場としてだけでなく、環境・保健休養・文化・教育の場等、多面的な利用を求めるなど多様化している。

このことも踏まえたうえで、在町者に対しては、間伐等の啓発普及活動を実施すると共に、集約化施業の推進、森林整備地域活動支援交付金事業への取組などを通じて間伐・保育の推進を行う。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮のうえから望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

#### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

#### イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

#### オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

#### カ 生物多様性保全機能

原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

#### ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

#### イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮したうえで、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、溪

岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を図る。

#### ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、整備を図る。

#### エ 保健・レクリエーション機能

人々に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

#### キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本町の林業労働力の担い手である上球磨森林組合などの林業事業体は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、主伐や利用間伐を推進するためには高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、林業事業体、林業研究グループ、林業普及指導員、森林管理署、森づくり実行委員会等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、町、森林所有者、森林組合等の林業事業体及び木材加工・流通事業体等で構成する関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、委託を受けて行う森林の施業・経



営の実施、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進、森林作業道等の整備、県産材の加工・流通体制の整備及び林産物の利用促進のための施設の整備等を計画的かつ総合的に推進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

以下に示すものを標準伐期齢とするが、伐採を義務付けるものではないこととする。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	35年	35年	10年	15年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合に当たっては40%以下の伐採）とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的

な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行い地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないように枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

カ 上記ア～オに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）や「ガイドライン」（令和4年4月 熊本県森林整備課策定）を参考に、集材について現地に適した作業方法により行い、林地保全に配慮した集材路の作設や伐採作業に努める。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 伐造届出旗の掲示

伐採箇所には、町が発行する伐造届出旗を掲示する。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。また、カーボンニュートラルの推進や「緑の流域治水」に資する観点から、確実な森林再生を図り、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確立していくことが必要である。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、スギ及びヒノキの植栽地としては、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥

した土壌を除く)、ヒノキは斜面中部から上部を基本とする。

定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は湯前町役場林務担当部局と相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、カシ類、コナラ、センダン、クスノキ、ヤマグリ、タブノキ 等	

## (2) 人工造林の標準的な方法

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るため植栽本数を少なくする場合などは、林業普及指導員又は湯前町役場林務担当課との相談のうえ、適切な植栽本数を判断するものとする。

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	1, 500～3, 000	
ヒノキ	中仕立て	1, 500～3, 000	
クヌギ	中仕立て	1, 500～3, 000	

### イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項について定める。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

その他人工造林の方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。 なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して

	地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努める。
植付けの方法	通常穴植えとし、正方形植栽又は三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努める。
植栽の時期	2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定する。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

#### ① 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林

3に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

#### ② それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新ができる場合は、この限りではない。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	アオハダ、アオガシ、アカシデ、アラカシ、イタヤカエデ、イヌシデ、ウラジロガシ、ウリハダカエデ、カエデ類、カナクギノキ、キハダ、クヌギ、クリ、クロキ、ケタキ、コジイ、サワグルミ、スダジイ、タブノキ、ツガ、ネムノキ、ハリギリ、ヒメシャラ、ブナ、ホオノキ、ミズキ、ミズナラ、モミ、ヤブツバキ、ヤマグフ、ヤマザクラ、ヤマハゼ
-----------	--

ぼう芽による更新が可能な樹種	同上
----------------	----

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

樹種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る天然更新補助作業について、以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき及び植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地拵え	種子の定着に適した環境を整備することを目的とし、1(2)イに定める方法に準じて地拵えを行う。
地表かき起こし	必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないように特に留意する。
刈出し	ササ等の被圧により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特徴や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行う。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

植込み及び播種	稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行う。
---------	---

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

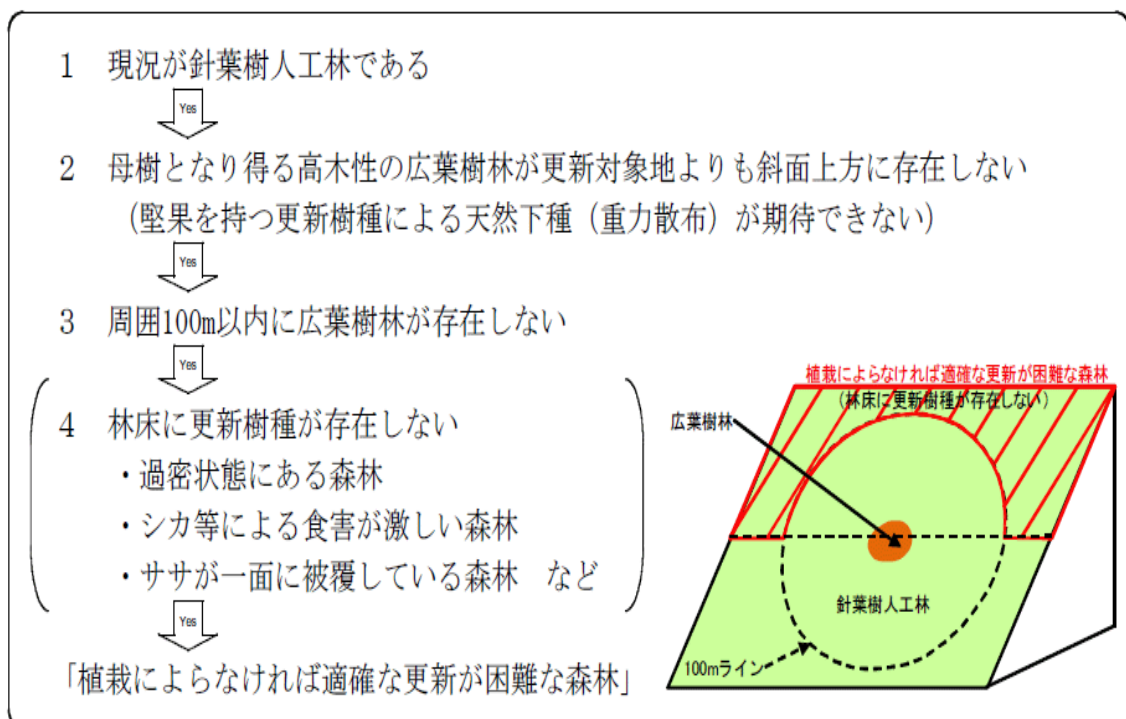
森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ的確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森



林を当該森林とする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 植栽未済地対策

人工林の伐採(皆伐)後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮の上、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

(3) 造林地においてシカによる食害が多発している区域にあつては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備を行うものとする。

(4) 人工造林の際は、補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進、林分の健全化並びに利用価値向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	一般材	1,500～	△	28～34					
	大径材	2,000	△	28～35	39～52	58			
	一般材	3,000	14	23	31				
	大径材		14	23	31	45	57		
ヒノキ	一般材	1,500～	△	34～39					
	大径材	2,000	△	34～40	42～55	61	72		
	一般材	3,000	14	25	31				
	大径材		14	25	31	40	55	65	

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。（△については、必要に応じ除・間伐を行う。）</li> <li>・2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。</li> <li>・間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20～30%程度とする。</li> <li>・高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。</li> <li>・間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。</li> <li>・保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行う。</li> </ul>	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、次のとおり定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。



保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	←														→
つる切り	ヒノキ															
	クヌギ							←								→
除伐	ケヤキ							←								→
標準的な方法												備考				
下刈り：植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。																
つる切り：つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2～3年毎に行う。																
除伐：つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。																

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

### 3 その他必要な事項

- (1) 過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、除々に適正な林分密度に誘導するものとする。
- (2) 育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。
- (3) シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制するものとする。
- (4) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集約化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。また、「緑の流域治水」に資する適切な森林の育成を図る観点から、更なる間伐の推進が必要である。  
特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、作業路網の整備と機械化による効率的な間伐を推進することとし、保育を目的とした間伐を推進していくこととする。
- (5) 竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。
- (6) 森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）

について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知するものとする。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要がある森林の所在等は参考資料のとおりとする。

※「計画期間内において間伐を実施する必要がある森林」とは、以下の全てに該当するスギ・ヒノキの人工林。

- ①森林経営計画（森林経営計画に完全移行するまでは、森林施業計画と読み替え）が作成されていない森林のうち面積が0.5ha以上の森林
- ②20年生から標準伐期齢未満の森林にあっては過去5年以内に、また標準伐期齢以上の森林にあっては過去10年以内に、その間伐履歴が確認できない森林

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム等集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

###### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年）とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、下表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	50年	55年	45年	45年	20年	25年

###### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境

の形成の機能又は保健文化機能、その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

霧害防備保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するとともに、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森

林

とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限を下表のとおりとするとともに、皆伐については伐採に伴って

発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

なお、それぞれの森林の区域については、別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	80年	90年	70年	70年	20年	30年

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

- a 地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等  
 等地表流下水地中水の集中流下する部分をもっている箇所
- b 地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、  
 破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所
- c 土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っ  
 ている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土  
 が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

- a 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- b 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されてい  
 る森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる  
 森林

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施

業を推進すべき森林の区域として定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れの高い森林、林道からの距離が近い森林等、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能が「高」の森林が過半かつ、林班の傾斜区分の平均が緩・中かつ、傾斜区分に応じた路網密度が確保されている森林を区域として定める。

これらの区域については、別表1のとおりとする。

## (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	16.75
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	133.58
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	1,166.45
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき	別図のとおり	62.56

森林のうち、特に効率的な施業 が可能な森林		
--------------------------	--	--

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		別図のとおり	16.75
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施 業を推進 すべき森 林	複層林施業を推進すべき森 林（択伐によるものを除 く）	別図のとおり	133.58
	択伐による複層林施業 を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推 進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に、不在町森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在町森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応

じて森林の経営の委託を受けることとする。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

##### (1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。また、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

##### (2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

#### 5 その他必要な事項

特になし

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

##### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、町、森林組合をはじめとした林業事業体、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備する必要がある。地区毎に実行責任者たるリーダーを配置し、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同化を促進し森林の整備を図

っていくこととする。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、森林作業道等の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるように推進する。

なお、これらの森林施業の共同化等について消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけながら、森林整備に対する重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める等の機会を繰り返し設けていくこととする。

また、不在町森林所有者に対しては、森林を持続的に保全管理することへの啓発を行うとともに、森林施業の集約化や共同参画への理解を深めることにより、施業実施協定の締結を促すこととする。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきとする。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

## 4 その他必要な事項

特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。



区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	16~26	35~124	60 (50) ~150
	架線系作業システム	16~26	0~24	20 (15) ~50
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5~15	0	5~15

注) 「急傾斜地」の ( ) 書きは、広葉樹の導入による針広交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの考え方は、次のとおりとする。

区 分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15° )	車両系	150~200	30~75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15~30° )	車両系	200~300	40~100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30~35° )	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会

経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を必要に応じて設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」及びガイドラインに則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長及 び箇所数)	(利用区域 面積)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設計	該当なし								
拡張計									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針（平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事

「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林業経営動向を見ると、所有規模が5ha未満の付随的経営が78%であり財産所有の経営がほとんどである。このため林業経営者は就労者数が減少傾向にあることに加えて高齢化が著しい現状であり、担い手となる後継者は通年就労の場が進んでいる第2次産業、第3次産業等へ流出し、労働力の質・量的低下をきたしており、森林整備や木材生産の維持拡大を図っていくうえで大きな制約要因となっている。

このような状況の中で、高性能林業機械等の積極的な導入により作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合をはじめとする林業事業体の担い手の育成や、林業労働者への補助を継続するとともに、森林組合の作業班編成を拡充することにより、組合の体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。また、意欲ある林業事業体の育成についても配慮するものとする。

##### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることが出来ることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を整えることが重要である。

また、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、技術向上、さらには労働条件の改善に努め、雇用の安定化に努めることが重要である。そのため、(財)熊本県林業従事者育成基金等と連携を図り林業労働者の育成・確保に努める。

##### (2) 林業就業者及び林業後継者の育成方針

ア 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに木材消費の開拓について検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

イ 各種林業施設の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の就業環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発・普及及び後継者育成に努めることとする。

ウ 林業後継者の活動の拠点となる施設の整備を必要に応じ行う。

##### (3) 林業事業体の体質強化方策

本町林業の主な担い手である森林組合においては、施業の共同集約化による経営効

率化と経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより、就労の安定化、近代化を図ることとする。また、意欲ある林業事業体等においても、森林組合との連携を含め、技術研修等に積極的に取り組み、補助事業の活用等による基盤整備を促進し、事業体としての体質強化を図るものとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の人工林の8齢級以上は82%で、今後も主伐期を迎える人工林が増加する傾向にあるが、林道や森林作業道等の基盤整備が十分でないことや林家の経営が零細であることなどから、林業機械の導入の遅れが目立っている。

このような中、木材生産性の向上及び労働の軽減を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した機械作業システムの導入を推進し、高性能林業機械作業の普及・定着、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等機械の作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

なお、急傾斜地で路網整備による林地荒廃が予想される森林にあっては、土地の形質の影響が少ない架線集材等を利用し、災害の未然防止に努めるものとする。

なお、令和2年7月豪雨において大規模な皆伐に伴う集材路の開設が土砂崩れ山腹崩壊を増幅させたとの意見もあることから「ガイドライン」に基づく施業を促進していく。

### 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	全流域 （緩傾斜）	チェーンソー	ハーベスタ、チェーンソー、プロセッサ
	全流域 （急傾斜）	チェーンソー	チェーンソー、スイングヤーダ、タワーヤーダ、プロセッサ
造林 保育等	地拵え、下刈	チェーンソー、刈払い機	チェーンソー、刈払い機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

## 3 林産物の利用の推進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工は、製材工場が9箇所ですべて小規模零細である。

今後は、町内に建設される公共施設、一般住宅等の木造化を推進し木材需要拡大を図る観点から、素材の安定供給体制の整備と製材工場間の連携を深め地元材の有効利用を目指した製材品の共同集荷体制の確立を図る。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

## 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ設定する。

### (1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林及び被害の発生の恐れがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、その森林被害の状況を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画(令和4年度3月策定:第6期)、森林組合、猟友会等の情報等を基に、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

### (2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせるものとする。

#### ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良の実施。

なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当っては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

#### イ 捕獲

わな(くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)及び銃器による捕獲等の実施。なお、実施に当っては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	1林班~17林班(町内林班の全域)	1,401.54ha

## 2 その他必要な事項

1の(2)の実施について、現地調査、森林組合、森林所有者、地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

## 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して、森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫の被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

### (2) その他

松くい虫の被害対策については、森林病虫害等防除法に基づき定められた高度公益機能森林及び本計画に記載の森林等を中心に行う。

また、先述の区域以外の森林及び松くい虫の発生源となる恐れのある点在する松等についても、森林を保護する観点から必要に応じて、駆除及び予防に努める。

なお、これらの対策には、国・県による支援措置の活用を図ることとする。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める区域以下の森林については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を基本とし、対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、第1の1(2)において定める鳥獣害の防止の方法を基本とし、必要な対策を実施する。鳥獣被害防止森林区域以外におけるニホンジカによる森林被害については、定期的に森林組合、猟友会等地元関係者から目撃情報等を収集し、森林モニタリングを実施し、必要に応じて鳥獣害防止森林区域に編入するものとする。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。また、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図る。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「湯前町火入れに関する条例 昭和59年6月26日条例第18号」によるものとする。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき森林について、下表のとおりする。

森 林 の 区 域	備 考
17-210	再造林又は天然更新

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

**IV 森林の保健機能の増進に関する事項**

1 保健機能森林の区域

以下に示す森林について、森林浴、自然観察、キャンプ等に適した森林として広く利用されるよう適切な施業と施設の整備を一体として推進する。

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)					
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他
潮・大谷 地区	12 林班 20.55.58.66.69.73.110.112. .113.132 小班 13 林班 129.130.133.135.136.137. 142.153.164.165.178.179 小班 14 林班 112.118.123.125.137.160. 163.170.172.173.176.177. 181.186.190.250.251.253. 258.259.261.262.286.287. 288.289.290.292.293.303. 305.307.308.312.314.316. 318.322.324.327.328.330. 332.333.334.335.336.337. 349.360.362.363.364.368. 369.370.373 小班	67.42	60.43	6.99			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項  
 保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる森林を維持し、又はその状態に誘導することを旨として、以下に示す方法に従って積極的な施業を実施するものとする。

施業の区分	施業の方法
伐採 保育	① 択伐を原則とする。 ② 複層林施業又は長伐期施業を行うものとする。 ③ 間伐及び除伐等の保育を積極的に行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について定める。

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
既存施設の維持管理

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	15	40年生
ヒノキ	15	45年生
クヌギ	9	10年生

4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。



なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (h a)
湯前町一円	1林班～17林班	1,400.54

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
整備計画なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

都市住民との交流を行うための、集落広場を町有林内の森に整備し、本町における交流基盤を整備するとともに、湯楽里周辺の森の一部を森林体験活動のためのフィールドとして活用し、都市住民の受け入れ体制を整備し、山村の活性化を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

町内の小学生（緑の少年団等）をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林・林業体験プログラム等を組み込み森林づくりへの直接参加を推進する。また、炭焼体験等を実施し資源の循環利用について普及する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

球磨川は、本町をはじめ下流の市町村の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の住民団体等を対象とした都市山村交流会等（緑の少年団等

による)を実施し、自然の大切さや水資源の大切さを十分に理解してもらえよう、森林づくり等への参加を推進すると共に森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

(3) その他

森林管理について消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在町森林所有者に対しては、町及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を実施するものとする。

# 熊本県天然更新完了基準

平成19年12月

一部改正：平成26年3月

## 1 目的

天然更新の完了を客観的に判断するための基準を定めることにより、天然力を活用した確実な森林造成を図ることを目的とする。

## 2 天然更新対象地

本基準の対象は、伐採跡地、又は、人工造林（植栽）を行ったにもかかわらず野生鳥獣害、病虫害、気象害などにより樹木の健全な生育が期待できなくなった箇所で、天然更新を行う森林とする。

なお、対象となる森林のうち、更新困難地（崩壊地、荒地、湿地、風衝地、岩石地など）で木本類が生育し得ない箇所は除外する。

## 3 更新対象樹種

更新対象樹種は、将来高木となりうるものを対象とする。

ただし、貧栄養地で遷移の安定する樹種や海岸地帯特有の樹種については、低木であっても更新対象樹種とする。

（別紙「熊本県更新対象樹種一覧」参照。）

## 4 更新種及び更新補助作業

（1）本基準における更新種は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。

（2）本基準における更新補助作業は、地拵え、地表掻き起こし、芽かき、刈り出し、植え込み、播種とする。

## 5 天然更新完了の判断基準

天然更新対象地において、天然更新が完了したと判断する基準（以下、「更新判断基準」という。）は、更新対象樹種の稚幼樹のうち樹高0.3m以上のものが、1ha当たり3,000本以上成立しているものとする。

## 6 天然更新完了の調査方法

（1）天然更新の完了については、更新調査をもって確認する。

（2）更新調査は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に実施する。

また、2に規定する樹木の健全な生育が期待できなくなった箇所で、天然更新を行う森林においては、概ね5年以内に実施する。

（3）調査の方法は、原則として標準地調査とし、以下によるものとする。

### ① 標準地の数

対象地面積	標準地数	対象地面積	標準地数
1ha未満	1	15ha以上～20ha未満	5
1ha以上～5ha未満	2	20ha以上～25ha未満	6
5ha以上～10ha未満	3	25ha以上～30ha未満	7
10ha以上～15ha未満	4	※以下5ha増すごとに1箇所追加	

- ② 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮のうえ、平均的な箇所を選定する。
- ③ 標準地の大きさは、5 m×5 mの方形プロット又は半径2.83mの円形プロットとする。
- ④ プロット内における更新対象樹種の樹高が0.3 m以上のものの発生本数を樹種毎に調査する。  
なお、稚幼樹のうち、ぼう芽により発生して一株当たり3本以上あるものは3本として計上する。
- ⑤ 更新調査野帳の様式については、別紙のとおりとする。
- ⑥ 目視により更新判断基準を明らかに満たしていると判断される場合は、更新調査野帳の標準地調査欄を省略できるものとする。
- ⑦ 更新調査野帳には、森林計画図（作業路等の状況、判定内容を必要に応じて図示する）及び天然更新の状況が明確に判る遠景写真と近景写真を一伐採区当たり各1部以上記録する。
- ⑧ 天然更新対象地において、稚幼樹の発生に偏りがあり、発生本数が極端に少なく、更新判断基準を満たさない場合は、当該対象地を分割し、別の対象地として取り扱うものとする。

## 7 調査結果に基づく対応

- (1) 更新判断基準を満たした場合は、天然更新が完了したものとする。
- (2) 伐採及び伐採後の造林の届出書により天然更新が予定されていた箇所において、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新判断基準を満たさない場合は、届出書に基づき2年以内に人工造林を行うよう指導するものとする。
- (3) 2に規定する樹木の健全な生育が期待できなくなった箇所、天然更新を行う森林において更新判断基準を満たさない場合は、更新補助作業または人工造林を行い、確実な更新を図るよう指導するものとする。
- (4) 更新判断基準を満たさず場合であっても、シカ等の野生鳥獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や、土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策または土砂流出防止対策等、適切な対策を講じるよう指導するものとする。
- (5) 更新判断基準を満たさず、更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間（3年程度）において、再度、更新調査を実施するものとする。

## 8 用語の定義

- (1) 「天然更新」とは、天然で飛散した種子の発芽、ぼう芽その他天然力により更新対象樹種を成立させることをいう。  
なお、本基準では、地拵え、地表搔き起こし、芽かき、刈り出し、植込み、播種など人為による補助作業によるものを含むものとする。
- (2) 「野生鳥獣害」とは、ノネズミ類による地下部、地上部の樹皮等の食害や野ウサギ類及びニホンジカ等による樹幹及び枝葉部の食害などにより生じる森林被害のことをいう。
- (3) 「病虫害」とは、病原菌や害虫により生じる森林被害のことをいう。
- (4) 「気象害」とは、寒害、乾燥害といった気象の季節変化に対して樹木の生理的变化が追いつかない場合や、風害、水害といった台風や大雨等の突発的な発生によって生じる森林被害のことをいう。

- (5) 「林冠」とは、森林上部の葉群層のことをいう。
- (6) 「天然下種更新」とは、母樹等から飛散した種子を林地に着床させ、発芽・成長させることにより更新を図ることをいう。
- (7) 「ぼう芽更新」とは、立木を伐採した後に切株から発生するぼう芽を成長させることにより更新を図ることをいう。
- (8) 天然更新補助作業における「地拵え」とは、林地に種子が定着しやすい環境を整備するために行う、雑草等の刈り払い及び整理集積作業のことをいう。
- (9) 「地表掻き起こし」とは、林地を天然下種更新により更新させる場合に行うものであり、林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することをいう。
- (10) 「芽かき」とは、ぼう芽更新を行った場合において、ぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することをいう。
- (11) 「刈り出し」とは、林地において、ササ等の被圧により天然更新が阻害されるものについて、ササ等の状況、更新対象樹種の特性や発生数を考慮のうえ、必要に応じて天然更新が完了するまでササ等の刈り払いを行うことをいう。
- (12) 「植え込み」とは、天然更新対象地において、更新対象樹種の発生量が少なく、確実な天然更新が見込まれない場合に必要に応じて行う植栽のことをいう。
- (13) 「播種」とは、林地に直接種をまくことをいう。

## 9 その他

保安林等、法令により制限がある森林にあつては、法令等の定めるところによるものとする。